

## 名張市いじめ問題対策連絡協議会条例

### (設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。次条において「法」という。）

第14条第1項の規定に基づき、名張市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市立学校におけるいじめの現状の情報の共有及び分析
- (2) 前号に掲げるもののほか、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（第4条において「いじめの防止等」という。）に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事務

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席等)

第7条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会

に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。